

小山市公衆無線LAN整備計画 第2次

第2.0版

小山市

総務部情報政策課

1. 整備目的

本市では、公衆無線LANを災害時における重要な通信インフラとして位置づけ、整備する。

- ①スマートフォンなどのモバイル端末の普及に対応した魅力あるまちづくりとして地域の情報基盤の整備を推進する
- ②市民・本市への来訪客に対する情報収集の利便性を向上させる
- ③観光情報の提供チャネルを拡充し、利用者への情報通知・発信機会を増やす
- ④災害発生時の通信手段のひとつとして災害情報の伝達や災害状況の収集、安否確認のための通信インフラとして活用する

2. 整備実績

これまでに、市役所本庁を始め14ヶ所(うち3ヶ所は指定管理者による設置)の公共施設に公衆無線LANアクセスポイントを設置した。

災害時の通信手段を確保することを優先的な目的としているが、中央図書館など多くの市民が利用する施設では、市民が通常時に利用することで、災害時に使用できることを周知することに役立っている。

NO.	施設名	設置場所	整備年度	主な目的
1	文化センター	1階、2階ロビー	H27/2	災害
2	中央図書館	1階一般開架室	H27/2	市民サービス
3	県立県南体育館	1階大ホール	H27/2	災害
4	小山城南市民交流センタ	1階ラウンジ	H27/2	災害
5	間々田市民交流センタ	1階ロビー	H27/2	災害
6	消防本部	3階会議室	H28/3	災害
7	健康医療介護総合支援センタ	地域医療推進室	H28/3	災害
8	桑市民交流センタ	1階ロビー	H28/12	災害
9	摩利支天塚・琵琶塚古墳資料館	1階ロビー	H30/6	観光
10	県立温水プール館	1階ロビー	R1	市民サービス
11	小山市役所 新庁舎	1階～3階ロビー	R3/5	市民サービス
12	道の駅思川	直売所、評定館	独自整備	観光
13	まちの駅	直売所	独自整備	観光
14	おやま本場結城紬クラフト館	1階ロビー	独自整備	観光

*NO. 1～NO. 8は、NTT東日本のWi-Fiサービス「光ステーション」を整備

*NO. 9～NO. 11は、NTT東日本のWi-Fiサービス「ギガらくWi-Fi」を整備

3. 整備体制

情報政策課が中心となり、市公共施設の管理担当課等と協力しながら、庁内施設に公衆無線LANアクセスポイントの整備促進を行うこととする。

4. 整備手法

既存施設と運用を共通化するため、整備手法は以下のとおりとするものとする。

(1) 基本方針

公衆無線LANアクセスポイントの環境整備にあたっては、民間事業者がサービス提供していないエリアの市公共施設を中心に整備目的の優先順位と財政的観点に配慮しながら整備の推進をしていくこととする。

(2) 提供サービス内容

- ① IEEE802.11b/n/gに対応したサービスを半径30m程度の範囲で無線LANが使用できること
- ② 携帯キャリアが限定されることなく利用できること
- ③ 1回60分程度、無料で利用できるサービスが提供できること
- ④ 災害発生時には、時間制限なしに利用できること
- ⑤ 利用時間帯は、各施設の開所時間に限定すること

(3) 整備手段

既存施設と運用を共通化するため、整備手法は以下のとおりとする。

公衆無線LANサービスの整備では、以下の観点からNTT東日本の「ギガらくWi-Fi」を採用することとする。

- ① 4. (2)に示すサービス内容を満たしていること
- ② 設置費用および通信・運用保守費用が比較的安価であること
- ③ 全国にアクセスポイントが開設され知名度が高いこと

5. 設置施設

(1) 基本的な考え方

本事業での設置施設は、以下の考え方に基づき選定していくこととする。

- ① 市公共施設に設置する
- ② 交通拠点、商業施設、環境施設のうち、市が運営等に係る施設に設置する
- ③ 災害時の避難場所に設置する

なお、災害時の通信手段としても活用することから、平常時から公衆無線LANサービスを認知させる必要がある。このため、市民課窓口などで市民が待ち時間に利用することを考慮し、市の主要な公共施設等を優先的に設置する。

(2) 設置候補施設

今後、開館する施設を含め、多くの市民が利用する公共施設を中心に整備していくものとする。

NO.	施設名	設置場所	備考
1	市立体育館	1階ロビー	災害
2	大谷市民交流センタ	1階ロビー	災害

※設置候補施設は、変更される場合もあり

6. 運用方法

(1) 維持・保守の考え方

① 設置事業者の役割

公衆無線LANの設置事業者の業務範囲は、次のとおりとする。

- ・故障発生時の修理対応
- ・利用方法に対する問合せ対応

② 本市の役割

本市の業務範囲は、次のとおりとする。

- ・電気代の負担、問合せの一次対応、故障連絡、清掃等を行う。
- ・無線LANアクセスポイント運用に伴う経費負担

(設置機器費用、工事費用、回線費用、セキュリティソフト等の使用料など)

(2) 利用者認証

NTT東日本が提供するサービスの認証方式により運用を行うこととする。

(3) セキュリティ・犯罪防止

① ウィルス対策

インターネット接続利用時のウィルス感染等のセキュリティトラブルについては、一般的なISP事業者においても利用者自身の利用上の責任であることを規約等に明記し運用していることから、本事業での公衆無線LAN利用にあたっては「自己責任の原則」に基づき、別途利用規約に定め運用していくこととする。

② フィルタリング

有害サイトフィルタリングについても、利用者自身で機能を備えることにより、フィッシング詐欺やウィルス配布などの事件性があるサイトへのアクセスを制限するものとする。